



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月25日火曜日 第1705号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1105

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....1109

指定居宅支援事業者の指定.....1110

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....1110

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1110

開発行為に関する工事の完了.....1111

道路の位置の指定.....1111

愛媛県証紙売りさばき人の指定.....1111

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....1111

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1112

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1112

告 示

○愛媛県告示第1908号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東レ株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
代表取締役社長 榊原定征
- 事業場の名称及び所在地
東レ株式会社愛媛工場
伊予郡松前町大字筒井1515番地
- 特定施設に関する事項

(1) 紡糸機No.1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第21号 イ湿式紡糸施設
特定施設の能力	1日当たり16トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日
特定施設の使用時間間隔	連続

特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 144,000 最大 144,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 3.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 252.4 最大 252.4	

備考 発生する汚水は、全て原料回収設備において処理する。

(2) 紡糸機No.2

特定施設の種類	政令別表第1第21号 イ湿式紡糸施設	
特定施設の能力	1日当たり7.6トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日	
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 229,000 最大 229,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 3.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 5.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,700 最大 1,700
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 46.8 最大 73.0

備考 発生する汚水は、全て原料回収設備において処理する。

(3) 表面処理装置No.1

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 口未精練繊維の 薬液処理施設	
特定施設の能 力	1日当たり4.9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日	
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.6~4.0 最大 1.0~4.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 480 最大 552

(4) 表面処理装置No.2

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 口未精練繊維の 薬液処理施設	
特定施設の能 力	1日当たり1.0トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日	
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日	

特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.6~4.0 最大 1.0~4.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 144 最大 168

(5) 表面処理装置No.3

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 口未精練繊維の 薬液処理施設	
特定施設の能 力	1日当たり0.9トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日	
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.6~4.0 最大 1.0~4.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.1

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 96 最大 120
----------------------------	-----------------

(6) ジメチルスルホキシド回収装置

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 八原料回収施設
特定施設の能力	1日当たり158.4トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 37.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.0 最大 23.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 48.7 最大 48.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 293 最大 295	

(7) アクリロニトリル回収装置

特定施設の種 類	政令別表第1第21号 八原料回収施設
特定施設の能力	1日当たり192トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成19年1月10日
使用開始の予定年月日	平成19年1月15日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300.000 最大 300.000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 65.7 最大 83.0	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 西地区回収留出液排水処理設備

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	平成19年1月10日		
工事完成予定年月日	平成19年1月15日		
処理施設の種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型 式	中和、活性汚泥、砂ろ過及び活性炭処理		
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨スレート製		
処理施設の主要寸法	縦 34.5メートル 横 15.5メートル 高さ 8.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり351立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、活性汚泥、砂ろ過及び活性炭処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 37.0	通常 20.0 最大 20.0
汚染状態の値	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.0 最大 23.0	通常 18.0 最大 20.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 49.0 最大 49.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 5.0 最大 5.0	通常 3.2 最大 5.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 293 最大 295	通常 293 最大 295

(2) 西地区表面処理液排水処理設備

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	平成19年1月10日		
工事完成予定年月日	平成19年1月15日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	中和処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート、PVC及びFRP製		
処理施設の主要寸法	縦 10メートル 横 9.8メートル 高さ 6.0メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,340立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.6~4.0 最大 1.0~4.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 10.0	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 2.4	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 720 最大 840	通常 720 最大 840

(3) 西地区脱硫排水処理設備

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	平成18年5月31日		
工事完成予定年月日	平成18年6月1日		
処理施設の種別	物理処理及び化学処理		
処理施設の型式	凝集沈澱、濾過、空気酸化及び中和処理		
処理施設の構造	FRP及び鉄製		
処理施設の主要寸法	縦 21.5メートル 横 28.7メートル 高さ 15.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり240立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱、濾過、空気酸化及び中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 500	通常 10.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,000	通常 20.0 最大 20.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0	通常 5.0 最大 5.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 3.0	通常 1.0 最大 3.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 144 最大 192	通常 144 最大 192

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.5~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.4 最大 15.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 21.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.8 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.9 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 98,552 最大 130,449

(2) 第2排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.0~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 4.3 最大 6.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 4.8
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 3.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1909号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東レ株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
代表取締役社長 榊原定征
- 事業場の名称及び所在地
東レ株式会社愛媛工場
伊予郡松前町大字筒井1515番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第19号チ、第21号イ、ロ及びハ、第33号イ、第37号イ、第63号の3並びに第64号の2イ及びロ
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設(ASM処理施設(活性汚泥処理))

	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	1,190 1,530	1,190 1,530	943 1,283	943 1,283

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン 濃度(水素 指数)		通常 5.8~8.6 最大 5.5~8.7
化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)		通常 14.7 最大 15.0	通常 13.4 最大 15.0
浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 10.7 最大 21.6	通常 10.0 最大 21.0
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 10.0 最大 20.0	通常 5.8 最大 20.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1.0 最大 3.0	通常 0.9 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 90,970 最大 120,650	通常 98,552 最大 130,449

(2) 第2排水口

汚水等の汚 染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン 濃度(水素 指数)		通常 6.5~8.5 最大 6.0~8.6
化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)		通常 4.3 最大 6.0	通常 4.3 最大 6.0
浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1.0 最大 4.8	通常 1.0 最大 4.8
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 10.0 最大 20.0	通常 10.0 最大 20.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		通常 1.0 最大 3.0	通常 1.0 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 30,000 最大 38,000	通常 30,000 最大 38,000

○愛媛県告示第1910号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100208111	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷 2 番耕地 148番地 1	柏 木 啓 子	身体障害者居 宅介護	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷 1 番耕地 1247番地 1	平成17年 10月14日

○愛媛県告示第1911号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、松山市津和地地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備、農業用道路整備及び農地保全事業・津和地地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年10月26日から11月24日まで
- 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第1912号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、西予市宇和町永長地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・永長地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成17年10月26日から11月24日まで
- 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第1913号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市日振島2176番地先から宇和島市日振島2172番 4 地先までの公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 20 点までを順次直線で結んだ線並びに 20 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市日振島2170番 1 地先に設置された金属鉋）は、北緯33度09分52秒、東経 132 度17分26秒の地点
1 点は、基点から真北 227 度57分22秒 13.10メートルの地点

2 点は、1 点から真北 154 度14分18秒 2.96メートルの地点

3 点は、2 点から真北 159 度19分27秒 2.05メートルの地点

4 点は、3 点から真北 167 度46分11秒 8.56メートルの地点

5 点は、4 点から真北 178 度25分08秒 7.91メートルの地点

6 点は、5 点から真北 191 度29分04秒 7.31メートルの地点

7 点は、6 点から真北 204 度10分43秒 7.62メートルの地点

8 点は、7 点から真北 208 度24分25秒 6.32メートルの地点

9 点は、8 点から真北 197 度49分22秒 6.97メートルの地点

10 点は、9 点から真北 187 度35分57秒 6.26メートルの地点

11 点は、10 点から真北 176 度49分54秒 7.11メートルの地点

12 点は、11 点から真北 176 度24分38秒 6.34メートルの地点

13 点は、12 点から真北 183 度08分08秒 6.58メートルの地点

14 点は、13 点から真北 189 度49分42秒 9.24メートルの

地点
15点は、14点から真北 195 度07分32秒5 .73メートルの
地点
16点は、15点から真北 200 度03分47秒6 .07メートルの
地点
17点は、16点から真北 204 度49分03秒5 .03メートルの
地点
18点は、17点から真北 210 度03分06秒5 .26メートルの
地点
19点は、18点から真北 212 度15分11秒 20 .79 メートル

の地点
20点は、19点から真北 300 度32分08秒2 .98メートルの
地点
(3) 面積
671 .86平方メートル
3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成 3 年 3 月28日 愛媛県指令河第 209 号
4 しゅん功認可年月日
平成17年10月25日

○愛媛県告示第1914号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第898号 平成17年10月12日	西条市飯岡字西野口3433番 2	西条市福武甲55番地 松 本 一 夫

○愛媛県告示第1915号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市川之江町字宝洞山3112番32、3112番39及び31

12番42並びに同市川之江町字片上山3113番 9

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2893番地 1

富士住宅産業株式会社

代表取締役 白石 豊信

3 図面省略

○愛媛県告示第1916号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇第 45号	宇和島市吉田町北小路甲10番地	愛媛県立吉田高等学校 P . T . A	宇和島市吉田町北小路甲10番地 愛媛県立吉田高等学校内	平成17年10月 3 日

○愛媛県告示第1917号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第 5 条第 6 項の規定により告示する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
宇第 3号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地	吉田漁業協同組合	売りさばき人 宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市吉田町立間尻甲428番地	売りさばき人 北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地 吉田漁業協同組合 売りさばき所 北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地	平成17年 8 月 1 日

宇第32号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 宇和島市吉田町本町29番地 伊予銀行吉田支店	売りさばき所 北宇和郡吉田町大字本町29番地 伊予銀行吉田支店	平成17年 8月1日
宇第13号	2 宇和島市津島町嵐番外23番地	下灘漁業協同組合	売りさばき人 宇和島市津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合 売りさばき所 宇和島市津島町嵐番外23番地2	売りさばき人 北宇和郡津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合 売りさばき所 北宇和郡津島町嵐番外23番地2	平成17年 8月1日
宇第36号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 宇和島市津島町岩松858番地第1 伊予銀行岩松支店	売りさばき所 北宇和郡津島町大字岩松858番地第1 伊予銀行岩松支店	平成17年 8月1日
津島第1号	1 宇和島市津島町高田甲2469番地	津島高等学校 P . T . A	売りさばき人 宇和島市津島町高田甲2469番地1 津島高等学校 P . T . A 売りさばき所 宇和島市津島町高田甲2469番地1 津島高等学校内	売りさばき人 北宇和郡津島町大字高田甲2469番地1 津島高等学校 P . T . A 売りさばき所 北宇和郡津島町大字高田甲2469番地1 津島高等学校内	平成17年 8月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年10月14日	特定非営利活動法人 働く人とその家族サポートセンター	廣 瀬 一 郎	愛媛県松山市宮田町183番地6	この法人は、働く人とその家族が、主体性、自発性を持ち、それぞれの人生の目的、目標の達成や自己実現に向けて生きていけるよう支援することを目的とする。 その為に、当サポートセンターが構築した人的ネットワークを利用し、特に、コーチ・メンター・プランナー・コンサルタント・その他専門家等で形成するリスニングパートナーの支援を活用するものである。 そして、この支援を受けた人がさらに支援者へ立場を変えることで、無限の人的資源が創出される。それを可能な限り「職業」へ転換させていくことで、自立、共生、共育の社会を実現するものである。 これは、それぞれの人が個人幸福を追求するのみならず、公共の福祉へと循環させ、個人的使命から、社会的使命へとつなげていくものである。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年10月14日	特定非営利活動法人 コミュニケーションハンディキャップ研究会	明 智 美 香	愛媛県新居浜市庄内町一丁目9番27号	この法人は、コミュニケーションハンディキャップを持つ自閉症児・者等に対して、環境構築による生涯にわたる社会的、生活的自立支援に関する事業を行うとともに、権利擁護ならびに自閉症に関する地域理解の促進を図り、自閉症児・者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。